

## 別紙2 事業日程【第1回変更】【令和3年5月7日修正】

- 1 基本契約（仮契約）、設計監理業務契約（仮契約）、工事請負契約（仮契約）、管理運営業務契約（仮契約）の締結  
令和●年●月
  
- 2 基本契約（本契約）、設計監理業務契約（本契約）、工事請負契約（本契約）、管理運営業務契約（本契約）成立  
（施設整備期間の開始日）  
令和●年●月
  - (1) 施設整備期間
    - ア 基本設計図書の提出（※）
      - ・給食センター 令和●年●月●日
    - イ 実施設計図書の提出（※）
      - ・給食センター 令和●年●月●日
    - ウ 工事開始予定日（※）
      - ・給食センター 令和●年●月●日
    - エ 完工予定日（※）
      - ・給食センター 令和●年●月●日
  
- 3 本施設の引渡予定日（※）  
令和●年●月●日
  
- 4 開業準備期間（※）  
令和●年●月●日～令和●年●月●日
  
- 5 給食開始予定日  
令和5年9月1日
  
- 6 維持管理・運営業務の終了  
令和20年8月31日

※選定事業者の提案に基づいて記載する。

### 別紙3 維持管理・運営事業者の資本金及び株主構成

【コンソーシアムで法人を組成しない場合は削除】

#### 1 基本契約締結時

維持管理・運営事業者の資本金の額 ●●円

維持管理・運営事業者の発行済株式の総数 ●●株

出資者（代表企業）

名 称 ●●

所在地 ●●

出資額 ●●円

引き受ける株式の総数 ●●株

出資者

名 称 ●●

所在地 ●●

出資額 ●●円

引き受ける株式の総数 ●●株

#### 別紙4 業務の委託又は請負企業一覧

市又は維持管理・運営事業者から受託し、又は請け負う業務内容●●業務

企業の名称 ●●

企業の所在地 ●●

市又は維持管理・運営事業者から受託し、又は請け負う業務内容●●業務

企業の名称 ●●

企業の所在地 ●●

市又は維持管理・運営事業者から受託し、又は請け負う業務内容●●業務

企業の名称 ●●

企業の所在地 ●●

市又は維持管理・運営事業者から受託し、又は請け負う業務内容●●業務

企業の名称 ●●

企業の所在地 ●●

## 別紙5 保険※

維持管理・運営事業者は、本契約が有効である間、以下に記載する保険契約者をして、以下の保険に加入せしめなければならない。なお、提案書類において、以下に記載する条件を超える提案（以下、本別紙において「事業者提案」という。）が行われた場合には、事業者提案にかかる保険については、維持管理・運営事業者は、本契約が有効である間、事業者提案の保険契約者をして、事業者提案の条件の保険に加入せしめなければならない。また、維持管理・運営事業者は、以下の保険契約が締結されたときは、その保険証券の写しを遅延なく市に提示し、かつ市の承諾なく保険契約者に保険契約及び保険金額その他の条件の変更若しくは解約をさせてはならない。

### 第三者賠償責任保険（請負賠償責任保険及び生産物賠償責任保険）

保険契約者	維持管理・運営事業者の構成員の1社
被保険者	維持管理・運営事業者、維持管理・運営事業者から本事業を請け負又は受託する全ての者及びそのすべての下請負人、並びに市
保険期間	開業準備期間及び維持管理・運営業務の期間（期間中に更新していくことは可とする。）
保険金額	対人：1名あたり最大1億円、1事故あたり最大10億円 対物：1事故あたり最大10百万円
保障する損害	本施設の使用又は管理並びに本施設内での事業遂行に伴う法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損失
免責金額	1事故あたり5万円以下
特約	被保険者間交叉責任担保特約

※市が要求する最低水準の保険のみ記載しています。提案書類において、上記条件を超える提案が行われた場合は、その提案内容を契約条件とします。

## 別紙6 サービス購入費の算出方法及びサービス購入費の支払方法【第1回変更】

### 1 サービス購入費の算出方法

#### (1) サービス購入費の構成

維持管理・運営事業者が実施する開業準備に係る対価は、本契約に基づき支払われる「サービス購入費A」とする。維持管理・運営事業者が実施する維持管理・運営に係る対価は、本契約に基づき支払われる「サービス購入費B」及び「サービス購入費C」で構成される。施設整備（設計監理及び工事）に関連する費用（契約締結等の諸手続き費用やセルフモニタリング費用を含む）に係る対価は、サービス購入費に含めないこと。

表：サービス購入費の構成

区 分	サービス購入費（支払方法）	支払時期
開業準備	サービス購入費A（一括払い）	開業準備完了後に支払う
給食及び維持管理	サービス購入費B（固定料金）	維持管理・運営期間中に四半期毎に支払う
	サービス購入費C（変動料金）	

#### (2) 開業準備に係る対価（サービス購入費A）

開業準備に係る対価に相当する額は、施設引渡し後に発生する費用であり、次の費用を含むものとする。

表：サービス購入費A

項 目	区 分	構成される費用の内容
開業準備に係る対価 （サービス購入費A） ※維持管理・運営事業者の提案により開業準備期間を1ヶ月以上確保する場合においても、当該対価は1ヶ月相当分とする。	開業準備費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物維持管理業務</li> <li>・建築設備維持管理業務</li> <li>・厨房機器維持管理業務</li> <li>・外構等維持管理業務</li> <li>・清掃業務</li> <li>・警備業務</li> <li>・業務計画書及び業務報告書の作成</li> <li>・事故等発生時対応マニュアルの作成</li> <li>・光熱水費</li> <li>・設備等の試稼働</li> <li>・研修・訓練費</li> <li>・リハーサル費（調理、配送）</li> <li>・廃棄物の処理</li> <li>・内覧会、竣工式、見学等の開催支援</li> <li>・広報資料作成費</li> <li>・その他開業準備に関して必要となる費</li> </ul>

		用（モニタリング準備費、弁護士費用等は含まない。）
--	--	---------------------------

市は、開業準備に係る対価として、サービス購入費Aを、開業準備業務完了後に一括で支払う。ただし、支払日は、給食業務開始日以降の日とする。

また、市は、学校等の事情により、提案書類に記載された調理リハーサル、配送リハーサルその他の開業準備業務が実施されなかったと確認した場合には、維持管理・運営事業者へ支払うサービス購入費の減額を行う場合がある。

### (3) 維持管理・運営に係る対価（サービス購入費B・C）

#### ア 維持管理・運営に係る対価

維持管理・運営に係る対価に相当する額は、次の費用を含むものとする。

表：サービス購入費B・C

項目	区分	構成される費用の内容
維持管理・運営に係る対価 (サービス購入費B・C)	運営業務費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常の検収補助及び食材保管業務</li> <li>・ 給食調理業務</li> <li>・ 洗浄等業務</li> <li>・ 配送及び回収業務</li> <li>・ 配膳業務</li> <li>・ 残渣等（調理屑・給食食べ残し）処理業務</li> <li>・ 運営備品等更新業務（ただし、食器は除く。）</li> <li>・ 配送車両調達・維持管理業務</li> <li>・ 食育支援業務</li> <li>・ 光熱水費</li> </ul>
	維持管理費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建物維持管理業務</li> <li>・ 建築設備維持管理業務</li> <li>・ 厨房機器維持管理業務</li> <li>・ 外構等維持管理業務</li> <li>・ 清掃業務</li> <li>・ 警備業務</li> </ul>
	その他費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営期間中の保険料</li> <li>・ 一般管理費</li> <li>・ 法人税、法人の利益に対してかかる税金等及び運営事業者の税引後利益(株主へ</li> </ul>

		の配当原資等) ・その他運営に関して必要となる費用
--	--	------------------------------

市は、給食センターの運営に係る対価について、給食期間にわたり固定的に支払う「サービス購入費B」と、提供給食数等に応じて変動的に支払う「サービス購入費C」に分けて支払う。

#### イ サービス購入費B（固定料金）

給食センターの運営に係る対価のうち、給食期間にわたり市が維持管理・運営事業者に対して固定的に支払うものをいい、維持管理・運営事業者が提案書類において提案した金額に基づき、年度毎に固定された金額を支払う。

支払回数は年4回とし、第1四半期から第4四半期の各四半期において、年間支払額の4分の1相当額（初回は、12分の1相当額。また、最終回は、12分の2相当額。）を、給食期間中に計61回支払う（例えば、給食業務開始日が令和5年9月1日であれば、令和5年11月末日までを第1回の支払日、令和20年9月末日までを最終支払日とした61回払いとなる。以下同じ）。

#### ウ サービス購入費C（変動料金）

給食センターの維持管理・運営に係る対価は平準化して支払うが、年間の基準提供食数が募集要項に記載する「公募時算定用年間給食提供食数」から5%以上のかい離が生じた場合に残余の期間のサービス購入費の額を見直すものとし、提供食数の変動による見直しの際に、提供給食数に応じて見直し対象とするものをサービス購入費C（変動料金）という。サービス購入費C（変動料金）は、維持管理・運営事業者が提案書類において提案した金額（単価）に基づき算定し、合計数に応じて支払う。

支払回数は年4回とし、第1四半期から第4四半期の各四半期において、エの算定基準によって算出される金額を、給食期間中に計61回支払う。

#### エ サービス購入費C（変動料金）の算定基準

##### ① 変動料金の考え方

サービス購入費Cは、次の金額を加算した額とする。

- a 維持管理・運営事業者が提案する基準食1食当たりの料金単価（消費税及び地方消費税を除く。以下、本別紙において同じ。）に給食提供期間（15年間）の基準食提供給食数（合計）を乗じた額を給食提供期間で平準化した金額
- b 維持管理・運営事業者が提案するアレルギー対応食1食当たりの料金単価に給食提供期間（15年間）のアレルギー対応食提供給食数（合計）を乗じた額を給食提供期間で平準化した金額

給食期間中の各年度毎（5月1日時点）の提供対象者数（提供給食数の対象となる児童等の合計数）が募集要項に記載の公募時算定用年間給食提供食数（1日あたり食数合計）の5%以上増減した場合、翌年度以降のサービス購入費Cを見直す。見直しは、前記提供対象者数の増減率を用いて、翌年度以降の事業期間中のサービス購入費Cを計算することによって行う。

維持管理・運営事業者が提案する各料金単価は、小数点以下第二位までとする。

消費税及び地方消費税を除くサービス購入費Cに1円未満の端数が生じた場合、その端数金額を切り捨てる。また、かかるサービス購入費Cをもとに計算した消費税及び地方消費税に端数が生じた場合、その端数金額を切り捨てる。

## ② 提供食数の定義

基準提供食数には、園児・児童・生徒用、教職員用、試食用が含まれるものとし、市の検食用、維持管理・運営事業者の検食用を含まない。なお、提供給食数に含まれない、市の検食用、維持管理・運営事業者の検食用は、サービス購入費Bの固定料金部分に含まれるものとする。

## ③ 提供対象者数等の大幅な増減に関する協議

市及び維持管理・運営事業者は、給食期間中の各年度毎（5月1日時点）の提供対象者数（提供食数の対象となる児童・生徒等の合計数）が募集要項に記載の公募時算定用年間給食提供食数（1日あたり食数合計）の2割程度増減した場合、学校等の数が増減した場合及び配送範囲が変更した場合は、サービス購入費B及びサービス購入費Cの割合又はサービス購入費B及びサービス購入費Cの料金単価の見直しについて協議を行うものとする。

提供クラス数が増加するなど食缶等の運営備品等を新たに調達する必要がある場合については、市は調達費等について合理的な範囲で負担するとともに、市及び維持管理・運営事業者は、サービス購入費B及びサービス購入費Cの見直しについて協議を行うものとする。

## ④ 提供食数の決定方法

園児・児童・生徒の転出入、教職員の異動、及び学校行事等の開催等の変動要因があるため、各月の前月の20日（土・日・祝日の場合は直前平日）までに、市から維持管理・運営事業者はその月の予定給食数の指示を行う。

予定給食数の通知後も、引き続き、上記の変動要因に加え、学級閉鎖及び学校行事等の日程変更等により予定給食数に変更がある場合には、提供日の2稼動日前（ただし、夏期休暇等をまたぐ場合は市の休日を除く2日前）の正午までに、市から維持管理・運



営事業者に当該提供日に実施する給食数(以下、「実施給食数」という。)の指示を行う。

## 2 サービス購入費の支払方法について

市は、維持管理・運営事業者に対して「サービス購入費A(一括払い)」、「サービス購入費B(固定料金)」及び「サービス購入費C(変動料金)」を、次の規定に基づき支払うものとする。

### (1) サービス購入費A(一括払い)

維持管理・運営事業者は、市が発行する給食開始確認書の受領後、適法な請求書を発行し、その後30日以内に、市が支払いを行う。

### (2) サービス購入費B(固定料金)及びサービス購入費C(変動料金)

市は、維持管理・運営事業者の運営業務の実施状況をモニタリングし、要求水準が満たされていることを確認した上で、サービス購入費B及びCを支払う。

市は、維持管理・運営事業者から毎月、月報及びセルフモニタリング報告書の提出を受け、四半期に一度、業務状況の良否を判断し、四半期最終月の月報及びセルフモニタリング報告書の受領後10日以内に維持管理・運営事業者へモニタリングの結果を通知する。当該通知の後に維持管理・運営事業者は適法な請求書を発行し、その受領後30日以内に、市が支払いを行う。

### (3) その他

運営業務において、市が維持管理・運営事業者に対して負担すべき追加費用の支払いは、かかる追加費用が固定的料金の場合はサービス購入費Bの増額をもって、変動料金の場合はサービス購入費Cの増額をもって行うことができる。また、維持管理・運営事業者が市に対して負担すべき追加費用の支払いは、同様にサービス購入費B又はサービス購入費Cの減額をもって行うことができる。

なお、市が維持管理・運営事業者に対して損害賠償を行う場合に関してはこの限りでない。

## 3 物価変動に伴うサービス購入費の改定

### (1) サービス購入費A(一括払い)の改定

物価変動に伴うサービス購入費Aの改定については、後述3(2)アのサービス購入費Bの改定方法に基づくものとする。また、算定方法は、契約締結日の属する年度の9月と令和5年9月の指標により算定する。

### (2) サービス購入費B(固定料金)及びサービス購入費C(変動料金)の改定

## ア 対象となる費用と参照指標

運営期間中の物価変動の改定の対象となる費用と改定に使用する指標は下表のとおりとする。

表：対象となる費用と参照指標

項目	費用	参照指標
サービス購入費B (固定料金)	給食業務費相当額（光熱水費相当分）	消費者物価指数（総務省統計局）：・光熱・水道〈市〉
	給食業務相当額（燃料費相当分）	国内企業物価指数（日本銀行調査統計局） ・石油・石炭製品／石油製品／燃料油
	給食業務費相当額（光熱水費及び燃料費相当分を除く）	毎月勤労統計賃金指数（厚生労働省） ・就業形態別きまって支給する給与：一般労働者30人以上
	維持管理費相当額	毎月勤労統計賃金指数（厚生労働省） ・就業形態別きまって支給する給与：一般労働者30人以上
	その他費用	改定は行わない
サービス購入費C (変動料金)	各献立料金単価の内、光熱水費相当分の単価	消費者物価指数（総務省統計局）： ・光熱・水道〈市〉
	各献立料金単価の内、燃料費相当分の単価	国内企業物価指数（日本銀行調査統計局） ・石油・石炭製品／石油製品／燃料油
	同、光熱水費及び燃料費相当以外の単価	毎月勤労統計賃金指数（厚生労働省） ・就業形態別きまって支給する給与：一般労働者30人以上

## イ 改定方法

改定にあたっては、ウの計算方法に基づき各年度4月1日以降のサービス購入費B及びサービス購入費Cを改定する。なお、改定率に小数点以下第四位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。物価改定は1年に1回とする。

#### ウ 令和N年度の改定方法

令和N年度のサービス購入費は、令和X年9月(前回改定時)の指標と令和(N-1)年9月の指標とを比較して1.5%以上の変動があった場合、令和(N-1)年度のサービス購入費に、令和X年9月の指標と令和(N-1)年9月の指標に基づいて設定した改定率(小数点以下第四位未満は切り捨てる。)を乗じて改定する。なお、第1回目の物価改定は、契約締結日の属する年度の9月と令和5年9月の指標により算定する。

計算方法：令和N年度のサービス対価の改定方法

$$P_n = P_{(n-1)} \times \text{改定率}_n$$

$P_n$ ：令和N年度のサービス購入費

$P_{(n-1)}$ ：令和(N-1)年度のサービス購入費

改定率 $n$ ：令和N年度の改定率

＝令和(N-1)年9月の指標／令和N年9月(改定前時)の指標

ただし、「 $0.985 < \text{改定率}_n < 1.015$ 」の場合、令和N年度のサービス対価は改定しない。

#### 4 サービス購入費の減額等

市は、本事業の実施に関する各業務等のモニタリングを行い、施設整備業務及び維持管理・運營業務の実施状況について、本契約等に適合しない場合には、本契約等の規定に従い、維持管理・運營業者に対し業務改善及び復旧に関する勧告やサービス購入費の減額等の措置をとるものとする。

また、制度の変更等により予定していた業務が不要となった場合又は新たな業務を追加する場合などに、市と維持管理・運營業者は協議を行うものとする。

#### 5 サービス購入費の支払額(下記の対価には消費税及び地方消費税を含まない。)

##### (1) 開業準備に係る対価

ア サービス購入費A [ ] 円

##### (2) 給食及び維持管理に係る対価

ア サービス購入費B(固定料金)(15年間) [ ] 円

① うち給食業務費相当額(光熱水費相当分)(15年間) [ ] 円

② うち給食業務費相当額(燃料費相当分)(15年間) [ ] 円

③ うち給食業務費相当額(光熱水費及び燃料費相当分を除く)(15年間)

- [                    ] 円
- ④ うち維持管理費相当額（15年間） [                    ] 円
- ⑤ その他費用（①～④以外）（15年間） [                    ] 円
- イ サービス購入費C（変動料金）※<sup>1</sup>（15年間） [                    ] 円
- ① 基準食献立料金単価（1食当たり） [                    ] 円/食
- a うち光熱水費相当分の単価 [                    ] 円/食
- b うち燃料費相当分の単価 [                    ] 円/食
- c うち光熱水費及び燃料費相当分以外の単価 [                    ] 円/食
- ② アレルギー対応食料金単価（1食当たり） [                    ] 円/食
- a うち光熱水費相当分の単価 [                    ] 円/食
- b うち燃料費相当分の単価 [                    ] 円/食
- c うち光熱水費及び燃料費相当分以外の単価 [                    ] 円/食

※1：事業者提案において前提とした想定年間提供食数をもとに算定したもの。

### （3）支払額

上記（1）及び（2）は、令和●年[ ]月[ ]日に提出された提案書類に記載された金額であり、実際の支払額は、上記（1）及び（2）に物価変動、供給食数の変動及び制度変更による増減並びに消費税及び地方消費税額を加算した額とする。

なお、端数処理については、市からの収入（事業費）が費目毎に円単位となるよう小数点第一位未満は切り捨てる。

## 別紙7 モニタリング及びサービス購入費の減額【第1回変更】

運營業務等に関するモニタリング及び運營業務等の不履行に対するサービス購入費の減額手続等は以下のとおりとする。

なお、運營業務等の不履行に対しては、サービス購入費の減額措置等の他、業務に関する指導等を随時行う。

### 1 運營業務等に関するモニタリングの方法

市はその費用負担において、事業期間中、運營業務等に関するモニタリングを行う。

#### (1) 日常モニタリング

市は、日常的に施設巡回による業務遂行状況の確認を行う。

#### (2) 定期モニタリング

市は、月1回、定期モニタリングを行う。定期モニタリングは、維持管理・運営事業者が作成し提出した業務報告書の内容を確認し、維持管理・運営事業者の業務実施状況をチェックする等の方法により実施する。また、市は必要に応じて施設巡回、業務監視、維持管理・運営事業者に対する説明要求及び立会い等を行い、維持管理・運営事業者の業務実施状況をチェックする。

#### (3) 随時モニタリング

市は、運営期間中、必要と認めるときは、随時モニタリングを実施する。随時モニタリングにおいては、維持管理・運営事業者に事前に通知した上で、運営について維持管理・運営事業者の説明を求め、又は維持管理及び運営状況について当該業務を行う維持管理・運営事業者の立会いの上確認することができる。維持管理・運営事業者は、当該説明及び確認の実施につき市に対して最大限の協力を行うものとする。

#### (4) 維持管理・運営事業者からの業務報告書の提出

維持管理・運営事業者は、本契約第29条に定められた維持管理状況及び運営状況を正確に反映した業務報告書を作成し、市に提出する。市は提出された事前配送等業務報告書及び業務報告書の内容を確認する。

業務報告書及び提出時期は以下のとおりとする。

- ① 業務日誌：作成日ごとに提出
- ② 月報、セルフモニタリング報告書：毎月業務終了後原則7日以内に提出
- ③ 年間報告書：事業年度終了後7日以内に提出

### 2 運營業務等が業務要求水準を満たしていない場合の措置

- (1) 市は、モニタリングの結果、運營業務等の遂行が本契約等を満たしていないと判断した場合、当該業務について本契約等を満たすよう指導等を行うとともに、一定期間内に改善策の提案を求める。さらに、次回支払までの四半期間の累積減額ポイントが所定の水準を超過した場合、サービス購入費の減額を行う。
- (2) 運営期間を通じ、2回の減額措置を経た後、更に業務不履行（減額ポイントの発生）があった場合、市は、維持管理・運営事業者と協議の上、維持管理業務を行う企業及び給食調理業務を行う企業を変更させることがある。なお、サービス購入費の支払対象期間の途中に維持管理業務を行う企業及び給食調理業務を行う企業を変更した場合においても、当該期間中の減額ポイントが、減額の行われる基準に達した場合には、この期間も減額措置を行う。
- (3) 維持管理業務を行う企業及び給食調理業務を行う企業の変更後も対象業務の改善が認められずサービス購入費の支払いの減額措置が行われる場合、又は維持管理・運営事業者が次回支払までの四半期間以内に市の要求する維持管理業務を行う企業及び給食調理業務を行う企業の変更に応じない場合は、市は本契約を解除することができる。
- (4) 運營業務に関して、重大な食中毒の発生（死者又は重症者の発生）や重大なアレルギー対応の誤り（死者又は重症者の発生）等があった場合（給食調理業務を行う企業が、市内の他の学校給食施設において調理業務を行う場合にあって、当該他の学校給食施設において同様の事象を生じた場合を含む。）で、その帰責事由が維持管理・運営事業者にあることを市が確認した場合、市は、給食調理業務を行う企業を変更させることができる。また、維持管理・運営事業者が3ヶ月以内に市の要求する給食調理業務を行う企業の変更に応じない場合は、市は本契約を解除することができる。

### 3 運營業務等において優れたサービスが提供された場合の措置

- (1) モニタリングの結果、運營業務等において、本契約等の水準を上回る水準の個別サービスが提供された場合には、当該期間中の減額ポイントの減算による救済措置を受けることができる。
- (2) 直前1年間について継続して良好なサービスが提供された実績がある場合には、当該期間中の減額ポイントが、減額の行われる基準に達した時点で、減額ポイントの減算による救済措置を受けることができる。本救済措置は、1回適用するごとにゼロクリアされるものとする。
- (3) 上記の減額ポイントの減算による救済措置は、給食提供を行う上で重大な問題が生じた場合（下記4（2）③に該当する場合）には適用できない。

### 4 減額の方法

- (1) 減額の対象となる事態

運營業務等が本契約等に定めた業務要求水準を満たしていないと確認された場合には、減額ポイントを加算する。その減額ポイントの加算の後、次回支払までの四半期間の減額ポイントが一定値に達した場合には、サービス購入費の減額を行う。

運營業務等が本契約等に定めた業務要求水準を満たしていない場合とは、下表に示す状態と同等の事態をいう。

なお、事象の発生に応じた具体的な判断の基準、評価の尺度、モニタリングの方法、あるいは、維持管理・運営事業者の提案内容に基づき新たに付加すべき事項等については、維持管理・運営事業者の提案内容及び本契約第 22 条に定める「運營業務計画書」等を踏まえ、運営期間が開始する日までに維持管理・運営事業者と協議を行ったうえで設定することとする。

表：減額の対象となる事態

区 分		基 準	例 示
業務不履行	レベル 1	是正しなければ軽微な影響を及ぼすと想定される場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給食への軽微な異物混入（毛髪等）</li> <li>・ 運營業務の未実施、怠惰（レベル 2 に該当する場合を除く）</li> <li>・ 業務報告の不備</li> <li>・ 関係者への連絡不備</li> </ul>
	レベル 2	是正しなければ重大な影響を及ぼすと想定される場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給食への異物混入</li> <li>・ 衛生管理の不備</li> <li>・ 法定・定期点検の未実施、故障等の放置</li> <li>・ 安全措置の不備による事故の発生</li> <li>・ 故意又は長期にわたる関係者への連絡不備</li> <li>・ 運營業務従事者に関する重大な要求水準の未達</li> <li>・ 提案内容を満たさない人員配置の頻繁な発生（当該期間の運営日数の 25%以上）</li> </ul>
提供不全	レベル 3	指定時刻に配送されなかった場合	指定時刻までに配送されず、園児・児童・生徒が所定の時刻から給食を喫食できなかった場合

	レベル4	給食の一部が提供されなかった場合	配缶間違い等により児童が一部の献立を喫食できなかった場合（2品目以上喫食できなかった場合はレベル5とみなす）
	レベル5	給食が提供されなかった場合	児童が給食を喫食できなかった場合（アレルギー食の誤配送を含む）
その他重大な問題	レベルA	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虚偽報告が発覚した場合</li> <li>・人身事故が発生した場合</li> </ul>	
	レベルB	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異物混入により傷病者が発生した場合</li> <li>・アレルギー対応食の誤りにより傷病者が発生した場合</li> </ul>	
	レベルC	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食中毒事故が発生した場合</li> </ul>	

## （２）減額ポイント

減額ポイントは以下のとおりとする。

市は、日常モニタリング、定期モニタリング及び随時モニタリングを経て、対象業務に対応する当月の減額ポイントを確定する。

### ア 業務不履行の場合（レベル1・2）

業務不履行の場合、業務不履行のレベルに応じて、以下のとおり減額ポイントを付与する。

表：減額ポイント 提供不全の場合（レベル1・2）

区 分		基 準	減額ポイント
業務不履行	レベル1	是正しなければ軽微な影響を及ぼすと想定される場合	1
	レベル2	是正しなければ重大な影響を及ぼすと想定される場合	2

### イ 提供不全の場合（レベル3・4・5）

提供不全の場合、提供不全により影響を受けた給食数のレベルに応じて、以下のとおり減額ポイントを付与する。

表：減額ポイント 提供不全の場合（レベル3・4・5）

影響を受けた給食数の割合※	減額ポイント		
	レベル3 (配送遅延)	レベル4 (一部未提供)	レベル5 (未提供)



1%未満（0%を含まず）	0.5	1	2
1%以上5%未満		2	4
5%以上10%未満	1	3	6
10%以上30%未満		4	8
30%以上	2	5	10

※影響を受けた給食数の割合＝提供不全食数÷当該日の提供食数予定数

#### ウ その他重大な問題（レベルA・B・C）

上記に関わらず、その他重大な問題があった場合には、以下の減額ポイントを付与する。

表：減額ポイント その他重大な問題（レベルA・B・C）

区分	基準	減額ポイント
レベルA	・虚偽報告が発覚した場合 ・人身事故が発生した場合	20
レベルB	・異物混入により傷病者が発生した場合 ・アレルギー対応食の誤りにより傷病者が発生した場合	30
レベルC	・食中毒事故が発生した場合	40

なお、虚偽の報告が発覚した場合で、当該内容が減額の対象となる事態に該当する場合は、各減額ポイントを合算するものとする。

また、食中毒事故が発生した場合で、営業停止期間を伴う場合（当該食中毒事故発生日、営業停止期間が2四半期にまたがる場合を含む。）であっても減額ポイントは食中毒事故につき40ポイントを超えないものとする。

#### （3）減額ポイントを加算しない場合

減額の対象となる状態と認められたとしても、以下のア又はイに該当する場合には減額ポイントを加算しない。

ア やむを得ない事由により減額対象となる状態が生じた場合で、かつ、事前に市に連絡があった場合。

イ 明らかに運営事業者の責めに帰さない事由によって減額対象となる状態が生じた場合。

#### （4）優れたサービス提供に対して減額ポイントを減算する対象となる事態と減算方法

維持管理・運営事業者が優れたサービスを提供した以下のア又はイに該当する場合には、維持管理・運営事業者の求めに応じて減額ポイントを減算することがある。なお、

減算による救済措置は、最大5ポイントとし、「その他重大な問題」が生じた場合には適用できないものとする。

ア モニタリングの結果、運營業務において、本契約等を上回る水準の個別サービスが提供された次に例示するような場合には、当該期間中の減額ポイントを最大5ポイント減算する救済措置を受けることができる。この場合に減算するポイント数は、業務日誌提出後7日以内に維持管理・運営事業者へ通知する。

- ① 給食提供日直前（前日もしくは当日）に市からの求めに応じて、予定給食数（当該時点までに既に変更の連絡があった場合には、直近の変更後の数）を200食以上上回る給食を提供した場合
- ② 食材の納入が遅れ、給食提供に影響が及ぶ可能性がある状況において、維持管理・運営事業者が市に協力し、影響を最小限に食い止めた場合
- ③ 不可抗力による災害に際して、運営事業者の創意工夫と努力によって、給食提供サービスを維持、あるいは速やかに復旧した場合 等

イ 直前1年間について3ヶ月毎の減額ポイントの合計が2点以下であった場合には、減額ポイントが5点を超過した時に救済措置として2点を減算できるものとする。本救済措置は、1回適用するごとにゼロクリアされるものとする。

#### （5）減額ポイントの支払額への反映

市は、モニタリングが終了し、減額ポイントを付与する場合には、維持管理・運営事業者へ減額ポイントを通知する。サービス購入費の支払に際しては、当該四半期の減額ポイントの合計を計算し、次表に従って四半期分のサービス購入費B及びCに相当する額に対し、該当する減額割合を乗じて減額の計算を行う。

市は、当該四半期に合計された減額ポイントを、当該期間のモニタリングにのみ用いるものとし、次の四半期に持ち越さない。

維持管理・運営事業者は、必要に応じ減額の対象となった業務について、市に対し説明を行うことができるほか、減額について異議がある場合には、申立てを行うことができるものとする。この場合において、当該四半期のサービス購入費の支払時期までに減額ポイントを確認することが困難である場合は、減額ポイントを確認し、維持管理・運営事業者へ通知した日の属する四半期に係るサービス購入費の支払額から減額を行う。

表：

減額ポイント合計	減額率の計算方法	減額率の範囲
5ポイント未満	0%にて固定※1	0%
5ポイント以上 10ポイント未満	5ポイントで減額率0.5% さらに5ポイントを超えて1ポイント 増えるごとに減額率0.5%増加	0.5～2.5%
10ポイント以上	10ポイントで減額率3%	3%～22%

30 ポイント未満	さらに 10 ポイントを超えて 1 ポイント増えるごとに減額率 1%	
30 ポイント以上 40 ポイント未満	30 ポイントで減額率 23% さらに 30 ポイントを超えて 1 ポイント増えるごとに減額率 1.5%	23%～36.5%
40 ポイント以上	40%にて固定	40%（さらに当該四半期分の運營業務に係る対価の支払停止※2）

※1：上記の運營業務等に係る対価の減額率が 0%であっても、「未供給食数（小学校献立）×1 食当たりの小学校献立料金単価」、「未供給食数（特別食）×1 食当たりの特別食料金単価」、の減額を行うものとする。

※2：支払停止の措置が発生した場合、翌四半期以降で初めて四半期の合計減額ポイントが 20 ポイント以下となった四半期分のサービス対価に、支払停止措置が発生した四半期の減額の措置後のサービス購入費を加算して支払う。

サービス購入費の減額は、本契約別紙 2. 1（5）で算定したサービス購入費 B（固定料金）及びサービス購入費 C（変動料金。レベル 5 に該当する未供給食数を反映した実際に提供された給食数による）それぞれに減額割合を乗じた額とする。

消費税及び地方消費税を除く減額する額に一円未満の端数が生じた場合、その端数金額を切り上げる。また、かかるサービス購入費 C をもとに計算した消費税及び地方消費税に端数が生じた場合、その端数金額を切り上げる。

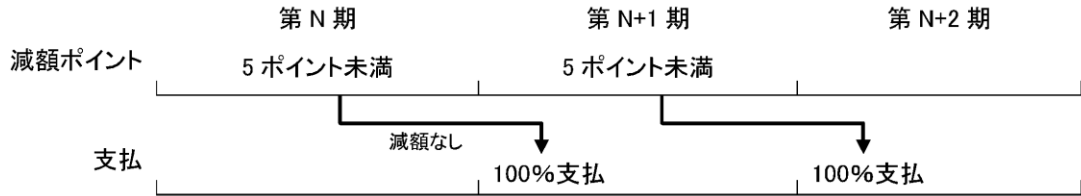
#### （6）減額ポイントの連続発生に伴う措置

2 四半期連続して減額ポイントの合計が 21 以上となった場合、市は、上記（5）のサービス購入費の減額措置に加え、当該連続する四半期のサービス購入費の支払いを停止する。

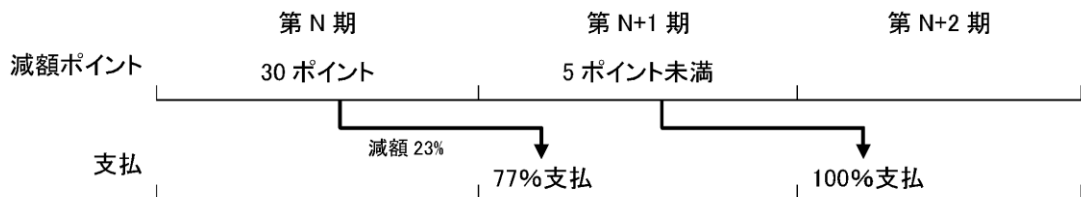
この場合、当該連続する四半期以降の四半期において、減額ポイントが 20 ポイント以下となった場合、減額ポイントが 20 ポイント以下となった四半期のサービス購入費に、支払い停止となった四半期のサービス購入費を加算して支払う。

【参考】減額と支払停止の関係

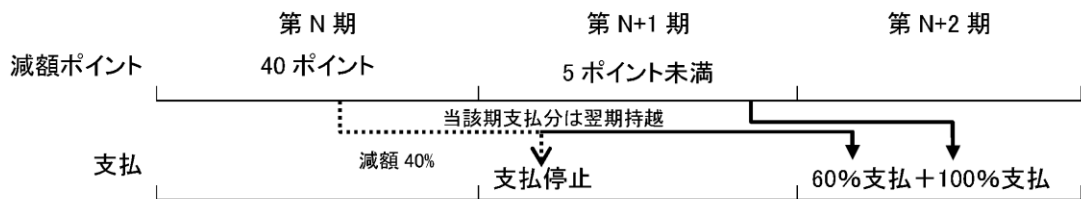
(例①) 第 N 期の減額ポイントが 5 ポイント未満の場合 (第 N+1 期の減額ポイント 5 ポイント未満)



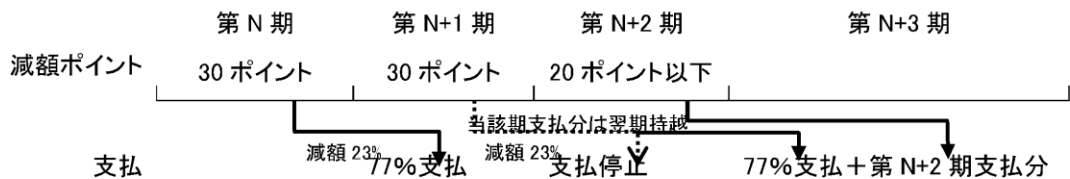
(例②) 第 N 期の減額ポイントが 5 ~ 39 ポイントの場合 (第 N+1 期の減額ポイント 5 ポイント未満)



(例③) 第 N 期の減額ポイントが 40 ポイント以上の場合 (第 N+1 期の減額ポイント 5 ポイント未満)



(例④) 減額ポイントの連続発生に伴う措置 (第 N 期・第 N+1 期の減額ポイントが 21 ポイント以上の場合)



## 別表 サービス購入費各回支払い内訳

下記の表における支払額及び支払スケジュール（以下、本別表において「本支払額及び支払スケジュール」という。）は、別紙6に定めるサービス購入費の支払い方法の改定及び消費税の税率改定、その他事業契約の規定により変更されることがある。本支払額及び支払スケジュールが変更される場合、維持管理・運営事業者は変更後の本支払額及び支払スケジュールに基づき下記の表を改定し、市と維持管理・運営事業者で確認を行うものとする。

### 《サービス購入費A》

回	支払予定時期	サービス購入費A	消費税及び地方消費税相当額	合計 (消費税込み)
1	給食開始確認書の受領後、 適法な請求書を受領後 30 日以内			

### 《サービス購入費B及びサービス購入費C》

回	支払対象期間	運営に係る対価		消費税及び地方消費税相当額	合計 (消費税込み)
		サービス購入費B (固定料金)	サービス購入費C (変動料金)		
1	令和6年9月				
2	令和6年10月～ 令和6年12月				
3	令和7年1月～ 令和7年3月				
4	令和7年4月～ 令和7年6月				
5	令和7年7月～ 令和7年9月				
6	令和7年10月～ 令和7年12月				
7	令和8年1月～ 令和8年3月				
8	令和8年4月～ 令和8年6月				
9	令和8年7月～ 令和8年9月				
10	令和8年10月～ 令和8年12月				
11	令和9年1月～ 令和9年3月				
12	令和9年4月～ 令和9年6月				
13	令和9年7月～ 令和9年9月				
14	令和9年10月～ 令和9年12月				
15	令和10年1月～ 令和10年3月				

回	支払対象期間	運営に係る対価		消費税及び地方 消費税相当額	合計 (消費税込み)
		サービス購入費 B (固定料金)	サービス購入費 C (変動料金)		
16	令和 10 年 4 月～ 令和 10 年 6 月				
17	令和 10 年 7 月～ 令和 10 年 9 月				
18	令和 10 年 10 月～ 令和 10 年 12 月				
19	令和 11 年 1 月～ 令和 11 年 3 月				
20	令和 11 年 4 月～ 令和 11 年 6 月				
21	令和 11 年 7 月～ 令和 11 年 9 月				
22	令和 11 年 10 月～ 令和 11 年 12 月				
23	令和 12 年 1 月～ 令和 12 年 3 月				
24	令和 12 年 4 月～ 令和 12 年 6 月				
25	令和 12 年 7 月～ 令和 12 年 9 月				
26	令和 12 年 10 月～ 令和 12 年 12 月				
27	令和 13 年 1 月～ 令和 13 年 3 月				
28	令和 13 年 4 月～ 令和 13 年 6 月				
29	令和 13 年 7 月～ 令和 13 年 9 月				
30	令和 13 年 10 月～ 令和 13 年 12 月				
31	令和 14 年 1 月～ 令和 14 年 3 月				
32	令和 14 年 4 月～ 令和 14 年 6 月				
33	令和 14 年 7 月～ 令和 14 年 9 月				
34	令和 14 年 10 月～ 令和 14 年 12 月				
35	令和 15 年 1 月～ 令和 15 年 3 月				
36	令和 15 年 4 月～ 令和 15 年 6 月				
37	令和 15 年 7 月～ 令和 15 年 9 月				
38	令和 15 年 10 月～ 令和 15 年 12 月				
39	令和 16 年 1 月～ 令和 16 年 3 月				
40	令和 16 年 4 月～ 令和 16 年 6 月				

回	支払対象期間	運営に係る対価		消費税及び地方 消費税相当額	合計 (消費税込み)
		サービス購入費 B (固定料金)	サービス購入費 C (変動料金)		
41	令和 16 年 7 月～ 令和 16 年 9 月				
42	令和 16 年 10 月～ 令和 16 年 12 月				
43	令和 17 年 1 月～ 令和 17 年 3 月				
44	令和 17 年 4 月～ 令和 17 年 6 月				
45	令和 17 年 7 月～ 令和 17 年 9 月				
46	令和 17 年 10 月～ 令和 17 年 12 月				
47	令和 18 年 1 月～ 令和 18 年 3 月				
48	令和 18 年 4 月～ 令和 18 年 6 月				
49	令和 18 年 7 月～ 令和 18 年 9 月				
50	令和 18 年 10 月～ 令和 18 年 12 月				
51	令和 19 年 1 月～ 令和 19 年 3 月				
52	令和 19 年 4 月～ 令和 19 年 6 月				
53	令和 19 年 7 月～ 令和 19 年 9 月				
54	令和 19 年 10 月～ 令和 19 年 12 月				
55	令和 20 年 1 月～ 令和 20 年 3 月				
56	令和 20 年 4 月～ 令和 20 年 6 月				
57	令和 20 年 7 月～ 令和 20 年 9 月				
58	令和 20 年 10 月～ 令和 20 年 12 月				
59	令和 20 年 1 月～ 令和 20 年 3 月				
60	令和 20 年 4 月～ 令和 20 年 6 月				
61	令和 20 年 7 月～ 令和 20 年 8 月				